

KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 27 | June 2016



ケルビン・チア・ヤンゴン法律事務所 (KCY) は、1995年にミャンマーでの事業活動を開始しました。現在はヤンゴン及びマンダレーにオフィスを構えております。ミャンマーの商取引分野における法律及び規制は、常に急速に変化しています。KCYは、広範な経験と知識を活かし、ミャンマービジネス法務の分野において、最適な選択肢であり続けます。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) |

Corner of Mahabandoola Road and
Thein Phyu Road |

Botahtaung Township | Yangon,
Myanmar

Unit S-1

No. 1 Sedona Hotel |

Junction of 26th Street & 66th Street |

Chan Aye Tharzan Township |

Mandalay, Myanmar

csg@kcyangon.com

www.kcyangon.com

Tel /Fax (951) 8610348

Fax: (951) 8610349

ミャンマー投資法（草案）が成立すれば、外国投資法とミャンマー国民投資法を統合し、これらに代わるものとなる

2016年5月30日に公表された投資法の最新版の草案は、MICプロジェクト以外にも、長期土地利用及び税制減免を認めるものとなっている

概要

ミャンマー投資法（草案）（「本草案」）は、外国投資法とミャンマー国民投資法を統合して、制限・禁止分野における投資規制とインセンティブ付与を、切り離すことになる。また、税金の減免は、MIC許可を得た事業に対して、自動的に付与されるものではなくなる。「承認申請」と呼ばれる新たな申請手続が導入され、この手続きは、MIC事業や非MIC事業に対する長期土地利用及び税制優遇を求める投資家によって利用されることになるだろう。

外国投資への規制枠組み

本草案の下では、国内及び外国直接投資を審査する規制当局であるミャンマー投資委員会（「MIC」）は、大統領により指名される議長と、各省庁、政府組織、民間部門、及び専門家による委員により、構成される。MICミーティングは、1ヶ月に2回以上実施されることになる。

本草案の下では、MIC許可は、主に制限・禁止活動に対する投資を規制する目的で存在し、土地の長期利用や税制優遇を求める投資家は、別途の承認申請を提出する必要がある。この承認申請は、MIC事業と非MIC事業の双方に利用が可能である。

ミャンマーに悪影響を与える事業は、本草案では禁止されている。制限分野は、次のように区分されている。

1. 国内及び外国投資の双方が禁止される分野
2. 外国投資のみが禁止される分野
3. ミャンマー法人又は国民とのパートナーシップ（ジョイント・ベンチャー）によってのみ外国投資が認められる分野
4. 国内及び外国投資の双方について、関係省庁からの承認取得を必要とする分野

禁止・制限分野にあたる具体的な事業活動は、連邦政府の承認を得た上で、MICにより定められることになる。制限分野やその他議会により定められる事業分野への投資にあたっては、投資家は、MICに対して投資提案書を提出し、MIC許可を得なければならない。MICは、投資提案書を受理するかどうか15日以内に回答する必要があり、投資提案書を受理した場合、投資提案書受領の日から90日以内にMIC許可を発行することになる。

土地利用権

非規制分野に投資をする投資家は、投資提案書をMICに提出する必要は無いが、長期土地利用を求める場合には、MICに対して、別途、承認申請を提出しなければならない。当該承認申請が許可される場合、長期土地利用は50年まで認められ、さらに10年間ずつの延長が2回まで可能である。賃貸借期間は、現行の枠組みと同じものであるが、長期土地利用のためMIC許可を取得する必要はなく、承認申請手続により別途規制されることになる。

税制優遇

税制優遇は、承認申請をMICに提出することにより、MIC許可を得ることなく、享受することができる。法人税免除は、国内における投資事業の場所や、今後公布される通知によりMICによって定められる事業分野に基づいて判断される。

地方域及び州	法人税免除を得られる年数
発展が遅れている地域 (Zone 1)	最大7年
多少発展した地域 (Zone 2)	最大5年
ある程度発展した地域 (Zone 3)	最大3年

上記の法人税免除に加え、MICは、更に以下の優遇措置を認めることができる。

1. 建設又は改築時期の間に利用される機械・設備に対する関税やその他の税についての減免措置

2. 輸出製品の製造に利用される目的で輸入される原料や一部加工済み製品に対する関税やその他の税についての減免措置
3. 1年以内に再投資される利益に対する法人税の減免
4. 研究開発費用の課税所得からの控除
5. 外国人に対する所得税について、ミャンマー国民と同率とできる権利

現行の外国投資法においては、建設完了から3年間、製造利用目的の原材料に対する関税やその他の税金の減免措置が認められているが、本草案にはこの措置は存在していない。上記1及び2の税制優遇措置は、輸出と紐付けられている。

紛争解決

投資家は、契約書に定めた方法、国内裁判所、仲裁、あるいはその他の手段により紛争を解決する旨、合意することができる。外国における仲裁廷によってなされた決定は、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を含め、ミャンマーが当事者となっている国際条約に基づき、政府が国内法の下で承認した範囲で効力を有する。

本草案は、DICAのウェブサイトにてダウンロードすることができる（ミャンマー語）http://dica.gov.mm/site/s/dica.gov.mm/files/document-files/draft_mil_as_of_30-5-2016_website.pdf



Cheah Swee Gim
Director of Kelvin Chia
Yangon | Senior Partner of
Kelvin Chia Partnership

cs@kcyangon.com



Pedro Jose F. Bernardo
Principal Foreign
Attorney of Kelvin Chia
Yangon | Partner of
Kelvin Chia Partnership

pedro.bernardo@kcpartnership.com